

運送事業者に対する行政処分(令和3年8月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和3年8月4日	長野県貨物株式会社 (法人番号7100001014 429) 代表者田中素子	長野県東筑摩郡山 形村5583-1	本社営業所	長野県東筑摩郡山 形村5582-1	輸送施設の使用停止 (40日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第17条第1項 及び同条第4項	令和元年11月27日、監査実施。6件の違反 が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守 違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」)第3条第4項)(2)1箇月の 拘束時間に関する違反(安全規則第3条第4 項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7 条第1項、第2項)(4)点呼の記録義務違反 (安全規則第7条第5項)(5)点呼の記録記載 不備(安全規則第7条第5項)(6)運転者に対 する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	4	4
一般貨物	令和3年8月5日	株式会社コスモフーズ サービス (法人番号5100001023 043) 代表者牧内俊二	長野県下伊那郡豊 丘村大字神稲959-2	長野営業所	長野県長野市真島 町川合字稗島1372 番14	輸送施設の使用停止 (40日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第17条第1項 及び同条第4項	令和3年2月25日、監査実施。4件の違反が 認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以 下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の実施 義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)(3) 点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5 項)(4)運行管理者に対する指導監督違反 (安全規則第22条)	4	4
一般貨物	令和3年8月6日	有限会社南佐久葬祭 (法人番号6100002011 335) 代表者佐藤和男	長野県佐久市下越 610-4	本社営業所	長野県佐久市下越 611-2	許可の取消し	貨物自動車運送事業法 第32条	所在不明事業者であることを端緒に調査を 実施。相当の期間事業を行っていないものと 認められた。(1)事業の無届出休止・廃止 (貨物自動車運送事業法第32条)	-	-
一般貨物	令和3年8月10日	三陽陸運株式会社 (法人番号2230001012 928) 代表者矢野隆三	富山県射水市布目 沢622番地	本社営業所	富山県射水市布目 沢622	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第17条第1項 及び同条第4項	令和3年1月22日、監査実施。7件の違反が 認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以 下「安全規則」)第3条第4項)(2)1箇月の拘 束時間に関する違反(安全規則第3条第4 項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7 条第1項、第2項)(4)点呼の記録義務違反 (安全規則第7条第5項)(5)点呼の記録記載 不備(安全規則第7条第5項)(6)乗務等の記 録記載不備(安全規則第8条)(7)運転者に 対する指導監督違反(安全規則第10条第1 項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。